

平成 27 年 2 月 8 日

平成 26 年(行コ)第 9 号 公務談合損失補填請求控訴事件
原審 宮崎地方裁判所平成 25 年(行ウ)第 6 号

上告状 兼 上告受理申立書

最高裁判所 御中

上告人兼申立人 岩崎 信
住所 宮崎県延岡市北川町長井 4940
電話 050-5891-5084
Fax 020-4668-3048
送達場所 裁判所内交付送達

被上告人兼相手方 延岡市長 首藤正治
住所 延岡市東本小路 2 番地 1
電話 0982-34-2111

上記事件につき、福岡高等裁判所宮崎支部による判決は不正であるから上告する。

(原判決の表示)

主文

- 1 本件控訴について
本件控訴を棄却する。
- 2 当審追加請求について
(1)控訴人の当審追加請求中、九鬼勉に対し延岡市が被った損失額の補填を請求するよう求める部分の訴えを却下する。
(2)控訴人のその余の当審追加請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は全て控訴人の負担とする。

上告の趣旨

- 1 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告受理申立ての趣旨

- 2 本件上告を受理する。
- 3 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

との趣旨の判決を求める。

市民的政治的権理国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights, 1979) 第 14 条、憲法第 32 条、第 76 条により、独立判事による裁判を求める。行政機関の代理人又は補佐人を務めた経歴を有する裁判官の回避を求める。

上告及び上告受理申立ての理由

1. 追って提出する。

以上